

## 申請の流れについて

森林の保全に不可欠な林業労働力の就労安定確保及び労働環境改善並びに林業経営体等の育成等を目的として蜂毒アレルギー検査料とエピペン助成を行います。

申請の流れについては以下をご参考をお願いいたします。

=====

～ 申請の流れ ～

<蜂毒検査等を実施するおおむね2週間以上前に、まずはメールや電話でご一報下さい>

### ○助成事業の申請【経営体→財団】

交付要綱をご確認の上、別記第1号様式と第3号様式を提出。

併せて誓約書等の必要書類もご提出をお願いいたします。

↓

### ○交付決定の送付【財団→経営体】

経営体より提出のあった書類について財団で審査し、交付決定通知書を送付。

↓

### ○助成事業の実施【経営体】

財団より交付決定通知書を送付後、助成事業（アレルギー検査等）を実施して下さい。

↓

### ○実績報告書の提出【経営体→財団】

助成事業の完了後、実績内容報告（様式3）、実績報告書（様式5）と根拠書類（領収証等）をご提出下さい。

↓

（助成金の額の確定【財団→経営体】）

↓

### ○助成金請求書の提出【経営体→財団】

助成金請求書（様式7）をご提出下さい。※押印必要

↓

（助成金の支払い【財団→経営体】 請求書日付より一ヶ月以内）

=====

### 【お問合せ先】

公益財団法人東京都農林水産振興財団

森の事業課 労確センター

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

TEL: 042-528-0643

E-mail : roukaku-center@tdfaff.com

## 林業労働力就労安定事業助成金交付要綱

- 22 農振財森第281号  
平成22年4月1日  
(一部改正) 23 農振財森第977号  
平成24年2月1日  
(一部改正) 26 農振財森第390号  
平成26年6月30日  
(一部改正) 29 農振財森第650号  
平成29年8月1日  
(一部改正) 30 農振財森第32号  
平成30年4月1日  
(一部改正) 30 農振財森第1719号  
平成31年3月28日  
(一部改正) 7 農振財森第503号  
令和7年7月1日

### (目的)

第1 公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長（以下「理事長」という。）は、森林の保全に不可欠な林業労働力の就労の安定確保及び労働環境の改善、経営体の育成の推進を図るため、森林を守る都民基金設置規程（平成10年4月1日制定）及び林業労働力就労安定事業実施要綱（平成24年2月1日23農振財森第977号）に基づき実施する助成事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

### (助成の対象、助成対象者、助成の内容及び助成率)

第2 この助成の対象事業、助成対象者、助成の内容及び助成率は、別表に定めるとおりとする。

### (助成金交付の申請)

第3 助成金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を理事長に提出するものとする。

### (助成金交付の決定)

第4 理事長は、第3の申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、申請者にその決定の内容及びこれに付した条件を別記第2号様式により通知する。  
2 前項において、理事長は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

### (申請事項の変更)

第5 助成金申請者が、申請事項について別表に掲げる事業費の変更又は事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ別記第1号様式による変更申請書を理事長に提出

し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請があった場合において、変更計画を審査し適当であると認めるときは、別記第4号様式による変更承認書を通知する。

(事業の中止又は廃止)

第6 助成金申請者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第1号様式による中止・廃止申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の申請書の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、別記第4号様式による事業の中止又は廃止の承認を通知する。

(事故報告書)

第7 助成金申請者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、助成金申請者にその処理に必要な指示をする。

(状況報告)

第8 助成金申請者は、理事長の要求があったときは、助成事業の遂行状況について、書面で理事長に報告しなければならない。

(助成事業の遂行命令等)

第9 理事長は、助成金申請者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、助成事業が助成金の交付の決定に従って遂行されていないと認めるときは、助成金申請者に、これらに従って遂行すべきことを命ずる。

(実績報告)

第10 助成金申請者は、助成事業が完了したとき、中止若しくは廃止の承認を受けたとき又は助成事業が完了しない場合で公益財団法人東京都農林水産振興財団の会計年度終了したときは、別記第5号様式による事業実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第11 理事長は、第10の規定による実績報告を受けたときは、実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金申請者に別記第6号様式を通知する。

- 2 助成金申請者は、助成金の額の確定通知を受けたときは、速やかに別記第7号様式による助成金交付請求書を理事長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第12 理事長は、助成金申請者が次の各号の一に該当する場合には、理事長は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用する。

(助成金の返還)

第13 理事長は、第12の規定による取り消しをした場合には、助成金申請者に通知するとともに助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 理事長は、第12の規定により助成金申請者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第14 助成金申請者は、第13の規定による取り消しを受けた助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成金申請者は、助成金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しいときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前二項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(延滞金の計算)

第15 理事長が、第14の2の規定による延滞金の納付を命じた場合において、助成金申請者が返還を命ぜられた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の助成金の一時停止等)

第16 理事長は、助成金の返還を命じた助成金申請者が、当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業

について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し又は当該助成金と未納付額とを相殺することができる。

(帳簿の整理、保管等)

第17 助成金申請者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第18 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。